

各 位

会 社 名 MS & AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 柄 澤 康 喜
(コード番号：8725 東証・名証各第一部)
問合せ先 広報・IR 部課長 内 藤 雅 人
(TEL 03-3259-1347)

MS & AD インシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針の制定について

当社は、本日開催された定時株主総会終了後の取締役会において、「MS & AD インシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）を別紙のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

1. 本基本方針制定の趣旨

本基本方針は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すことを目的として、6 月 1 日より適用開始となったコーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨も踏まえて制定したものです。

2. 本基本方針の概要

(1) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、経営理念(ミッション)の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めます。

(2) ステークホルダーとの関係

当社は、7つのステークホルダー（お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域社会・国際社会、環境）への責任を果たし、持続的な企業価値の向上を目指します。

(3) 当社のコーポレートガバナンス態勢

- ・当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組みます。
- ・取締役会の内部委員会である「人事委員会」及び「報酬委員会」（委員会の過半数及び委員長は社外取締役）並びに「ガバナンス委員会」（社外取締役全員と取締役会長・取締役社長で構成）を設置し、実効性と透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築します。
- ・執行役員制度を採用し、執行役員への業務執行権限の委譲を進め、迅速な業務執行を行います。

(4) グループ経営管理体制

当社は、経営戦略の実現やグループの経営効率の向上と、グループ内の財務の健全性・業務の適切性の確保等のため、直接出資する事業会社とグループ経営管理契約を締結し、グループ各社の経営管理を行います。

(5) 株主の皆さまとの関係

当社は、中長期的な視点から対話を深め、企業価値を高める観点から、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するために必要な体制を整備します。

(6) 適切な情報開示

当社は、法令及び金融商品取引所の定める開示ルール of 徹底を図るとともに、それぞれのステークホルダーが、公平に、正しく、かつ速やかに重要情報を認識できるよう、情報開示を行います。

3. 「コーポレートガバナンスに関する報告書」の提出について

本基本方針を含め、コーポレートガバナンス・コードへの対応を記載した「コーポレートガバナンスに関する報告書」を、本日付で東京証券取引所に提出いたしました。

以 上

MS & ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すことを目的として、「MS&ADインシュアランス グループ コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めます。

第1章 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

1. 当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念(ミッション)」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めます。

2. そのため、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき「MS&ADインシュアランス グループの経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)」を策定し、当社及びグループ会社全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、グループ中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づけ、計画の推進に積極的に取り組みます。

第2章 ステークホルダーとの関係

1. 当社は、経営理念(ミッション)を実現させるため、「MS&ADインシュアランス グループのCSR取組みの考え方」に基づき、7つのステークホルダー(お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域社会・国際社会、環境)への責任を果たし、持続的な企業価値の向上を目指します。

2. MS&ADインシュアランス グループのCSR取組みの考え方

MS&ADインシュアランス グループは、経営理念の実現に向け、あらゆる事業活動において環境や社会との相互影響を考慮し行動することを通じて、企業価値の向上を図るとともに、持続可能で強くなやかな社会づくりに貢献します。

ステークホルダーとの積極的な対話を通じて社会的課題への認識を深め、安心・安全、健康で豊かな未来に資する高品質で付加価値の高い商品・サービスを提供します。

3. 各々のステークホルダーに対する取組内容

以下の取組みにより、ステークホルダーに対し責任を果たしていきます。

ステークホルダー	取組内容
お客さま	期待に応える品質の商品・サービスを提供する。
株主	適切な情報開示、適正な利益還元を行う。企業価値を向上させる(第5章「株主の皆さまとの関係」参照)。
代理店	パートナーとして、ともに成長する。
取引先	健全な関係を保ち、協力して社会的責任を果たす。
社員	働きやすい環境、働きがいを実感し成長していく機会を提供する。
地域社会・国際社会	社会の一員として、その持続的発展に寄与する取組みを実行する。
環境	地球環境の保全に取組む。

4. お客さまの声を聴く仕組み

MS&ADインシュアランス グループでは「グループお客さまの声対応基本方針」を策定し、お客さまからいただく「相談」「要望」「苦情」などのさまざまな声を広く受け止め、品質向上に活かします。

5. 内部通報制度

MS&ADインシュアランス グループでは、組織又は個人による違法・不正・反倫理的行為について、当社及び子会社の全ての社員が直接通報できるグループ内部通報制度を整備し、当社の取締役会はその運用状況を適切に監督します。

6. ダイバーシティの推進

MS&ADインシュアランス グループは、グローバルな環境変化を意識したグループ経営を進めるため、女性活躍推進や障がい者雇用促進等をはじめ、性別・国籍、障がいの有無を問わず、多様な価値観を持つ社員一人ひとりが能力を発揮できる機会及び環境の整備・拡充を目指します。

第3章 当社のコーポレートガバナンス態勢

1. 当社の機関構成

- 当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組めます。
- 取締役会の内部委員会である「人事委員会」及び「報酬委員会」(委員会の過半数及び委員長は社外取締役)並びに「ガバナンス委員会」(社外取締役全員と取締役会長・取締役社長で構成)を設置し、実効性と透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築します。
- 執行役員制度を採用し、執行役員への業務執行権限の委譲を進め、迅速な業務執行を行います。

2. 取締役会の役割

- 取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、グループの経営方針、経営戦略、資本政策等、グループ経営戦略上重要な事項及び会社経営上の重要な事項の論議・決定を行うとともに、取締役、執行役員の職務の執行を監督します。
- 取締役会は、リスク・リターン・資本をバランスよくコントロールしたリスク選好に基づいて経営資源の配分を行い、健全性を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し、中長期的な企業価値の拡大を目指します。
- 取締役会は、執行役員を選任するとともに、その遂行すべき職務権限を明確にすることにより、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離を図ります。
- 執行役員は、取締役会より委ねられた業務領域の責任者として業務執行を行い、その業務執行状況について取締役会に報告します。

3. 取締役会の構成と社外取締役の役割

- (1)取締役会は、多様な知見と専門性を備えたバランスの取れた構成とし、人数は、定款で定める15名以内とします。取締役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準(別紙)」に基づき、取締役会が選任します(下記10. 指名決定のプロセス参照)。
- また、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任するものとし、経営から独立した視点を取り入れ、監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行います。
- (2)社外取締役に期待する役割は次のとおりです。
- ・経営の方針や経営改善について、自らの職歴や経歴、知識等に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との大局的な観点から意見を述べること。
 - ・取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
 - ・会社と経営陣(注)・主要株主等の関連当事者との間の利益相反を監督すること。
 - ・経営から独立した立場で、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任が果たせるか、という観点等からの監督機能を果たすこと。
- (注)当社及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役・執行役員の総称(以下同じ)

4. 取締役会の運営

- (1)取締役会の決議
- ・取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。
- (2)取締役会の運営
- ・取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定します。
 - ・取締役会において意義のある意見、指摘及び質問が行われるよう、出席者の事前準備に要する期間に配慮して、取締役会の議案の送付又は説明に努めます。
 - ・取締役会の年間スケジュールや予想される議題について予め決定します。

5. 取締役会の評価

取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を定期的実施し、その結果の概要を公表するものとします。

6. 監査役・監査役会

- (1)監査役の責務
- 監査役は、株主の負託を受けた独任制の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス態勢を確立する責務を負っています。
- (2)監査役の権限と役割
- 各監査役は、業務及び財産の調査権限等法令に基づく権限を適切に行使し、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の調査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行を監査します。
- (3)監査役会の構成と役割
- ・監査役の人数は、定款で定める6名以内とし、このうち半数以上を、法令に従い社外監査役とします。監査役候補者は、「取締役候補・監査役候補の選任基準(別紙)」に基づき、監査役会が同意の上、取締役会が選任します(下記10. 指名決定のプロセス参照)。
 - ・監査役会は、監査役からの職務の遂行状況の報告や役職員からの監査に関する重要な事項についての報告を受けるとともに、監査の方針及び監査計画等を決定します。
 - ・監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。また、会計監査人の報酬等の決定について、同意権を有します。

7. 会計監査人

取締役会及び監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、適切な対応に努めます。

8. 取締役及び監査役のサポート体制・研修(トレーニング)方針

取締役及び監査役がその役割や責務を実効的に果たすために、当社は以下のとおり必要な社内体制を整備します。

- (1)社外取締役・社外監査役(以下「社外役員」といいます。)に対し、取締役会の事務局に各社外役員の担当者を配置し、事前説明を行うなどのサポート体制を整備します。
- (2)取締役及び監査役に対し、就任時及び任期中継続的に情報提供・研修を行うための体制を整備します。
- (3)社外役員と経営陣・幹部社員との情報共有・意見交換の機会の設定等の環境整備を行います。
- (4)当社は、社外役員がその役割を果たすために必要な費用を負担します。

9. グループ経営会議

経営方針、経営戦略、会社及びグループの経営に関する重要な事項について協議するとともに、執行役員による決裁事項について、報告を受けることにより、具体的な業務執行のモニタリングを行います。

10. 指名決定のプロセス

- ・取締役会は人事委員会の助言を受けて取締役候補・監査役候補・執行役員等を選任します。監査役候補については監査役会の同意を得るものとします。
- ・人事委員会は、当社の取締役候補・監査役候補・執行役員及び当社が直接出資するグループ国内保険会社の取締役・監査役の選任等重要な人事事項について審議し、取締役会に助言します。
- ・人事委員会は3名以上の委員により構成します。
- ・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。

11. 報酬決定のプロセス

- (1)取締役の報酬
- ・各取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、報酬委員会における審議を経た上で取締

役会の決議により決定します。

- ・報酬委員会は、当社の取締役・執行役員の業績評価、報酬等について取締役会に助言します。
- ・報酬委員会は3名以上の委員により構成します。
- ・委員の過半数及び委員長は社外取締役とし、取締役会が選任します。

(2)監査役の報酬

- ・各監査役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

12. ガバナンス委員会

委員長を社外取締役の互選により選任し、社外取締役全員と取締役会長・取締役社長がコーポレートガバナンスの状況や方針・態勢に関する事項について協議を行うことを目的として「ガバナンス委員会」を設置します。

13. 課題別委員会

業務執行にかかる会社経営上の重要事項に関する協議及び関連部門の意見の相互調整を図ることを目的に、「グループ経営モニタリング委員会」「ERM委員会」「グループ収益力強化委員会」「リスク・コンプライアンス委員会」「情報開示委員会」「ブランド委員会」「グループシステム委員会」を設置します。

第4章 グループ経営管理体制

1. 当社(持株会社)の役割

- ・当社は、経営戦略の実現やグループの経営効率の向上と、グループ内の財務の健全性・業務の適切性の確保等のため、直接出資する事業会社(以下「直接出資会社」といいます。)とグループ経営管理契約を締結し、グループ各社の経営管理を行います。
- ・当社は、「グループ内部統制システムに関する基本方針」「グループリスク管理基本方針」「グループコンプライアンス基本方針」「グループ内部監査基本方針」「グループリスク選好方針」「グループITガバナンス基本方針」等のグループ基本方針を定め、グループ各社に遵守を求めるとともに、直接出資会社の重要事項について、グループ経営管理契約に基づき当社の承認又は当社への報告を求めます。
- ・当社は、グループ中期経営計画等のグループ経営戦略を定めます。
- ・当社は、グループ各社が策定した経営計画の進捗状況や業務執行状況のモニタリング等を通じて指導・監督し、グループとしての目指す姿の実現を図ります。

2. 直接出資会社の役割

- ・直接出資会社は、グループ基本方針に基づき各社方針を策定し内部管理態勢を適切に整備するとともに、グループ中期経営計画に基づき各社の経営計画を策定し、個社としての経営管理を行います。
- ・直接出資会社の子会社については、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行います。

第5章 株主の皆さまとの関係

1. 株主との建設的な対話

当社は、株主との建設的な対話に関する方針について開示し、中長期的な視点から対話を深め、企業価値を高める観点から、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するために必要な体制を整備します。

2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、次のとおり株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

- ・株主が株主総会において有効に議決権を行使するため、適切な対応を行います。
- ・株主の議決権行使における適切な判断に資するよう、適確な情報提供を行います。
- ・当社は、株主の利益に重大な影響を与える資本政策等について十分な説明を行います。
- ・株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行います。

3. 株主の利益に反する取引の防止

当社が取締役及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合には、当社及び当社の株主共同の利益を害することのないよう、重要な取引又は定型でない取引については、予め取締役会による承認を要するものとします。

4. 政策株式の保有

当社及び株式保有先企業の中長期的な企業価値の向上に資する観点から、グループとしての政策株式の保有に関する方針及び政策株式にかかる議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について開示します。

第6章 適切な情報開示

- ・当社及びグループ国内保険会社各社は、「グループディスクロージャー基本方針」に基づき、法令及び金融商品取引所の定める開示ルール of 徹底を図るとともに、それぞれのステークホルダーが、公平に、正しく、かつ速やかに重要情報を認識できるよう、情報開示を行います。
- ・当社は、株主の皆さまをはじめステークホルダーとの建設的な対話に供すべく、法令に基づく開示以外にも、ESG(地球環境・社会・ガバナンス)などのステークホルダーにとって関心の高い非財務情報を財務情報と併せ「統合報告書」として一覧性のある形で開示します。
- ・また、これら開示情報は当社ホームページにアクセスしやすい形で一元的に掲載するとともに、ホームページではステークホルダーの皆さまがより理解していただけるよう、動画の活用等の工夫を行います。

附則

本方針の改廃は取締役会の決議によります。

以上

2015年6月22日制定

取締役候補・監査役候補の選任基準

1. 社外取締役候補及び社外監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- ・会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
 - ・保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
 - ・十分な社会的信用を有すること。
 - ・社外監査役にあつては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。
- 加えて以下(1)～(3)を満たすこと。

(1)適格性

会社経営に関する一般的常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスをを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。

- ・資料や報告から事実を認定する力
- ・問題及びリスク発見能力・応用力
- ・経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力
- ・率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性

(2)専門性

経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。

(3)独立性

次に掲げる者に該当しないこと。

- ①当社又は当社の子会社の業務執行者
- ②当社の子会社の取締役又は監査役
- ③当社を主要な取引先とする者(その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者)又はその業務執行者(コンサルティングファーム、監査法人又は法律事務所にあつては、当該法人、組合等の団体に所属するコンサルタント、会計専門家又は法律専門家)
- ④当社の主要な取引先(当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料(除く積立保険料)の2%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者)又はその業務執行者
- ⑤当社の上位10位以内の株主(当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者)
- ⑥当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者
- ⑦当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- ⑧過去5年間に於いて上記②から⑦のいずれかに該当していた者
(注)「過去5年間に於いて」とは、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が取締役会で決議された時点から過去5年間をいう。
- ⑨過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であつた者(社外監査役にあつては、過去に当社又は当社の子会社の取締役であつた者を含む。)
- ⑩上記①から⑨までに掲げる者(業務執行者については業務執行取締役、執行役員又は部長職以上の使用人をいう。)の配偶者又は二親等内の親族

(4)通算任期

2015年4月1日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。

- ①社外取締役にあつては、4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。
- ②社外監査役にあつては、原則として1期4年とするが、最長2期8年まで再任を妨げない。

2. 社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- ・会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
 - ・保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
 - ・保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。
- 加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

以上

【参考①】

MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

＜経営理念（ミッション）＞

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます。

＜経営ビジョン＞

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します。

＜行動指針（バリュー）＞

・お客さま第一

わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します

・誠実

わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します

・チームワーク

わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します

・革新

わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します

・プロフェッショナルリズム

わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

【参考②】

MS&ADインシュアランス グループ お客さまの声対応基本方針

MS&ADインシュアランス グループは、経営理念に基づき、すべてのお客さまの声に対して迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、以下の行動指針に沿って取組を推進していきます。

1. 定義

(1) お客さまの定義

本方針におけるお客さまの定義は、「MS&ADインシュアランス グループのあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

(2) お客さまの声の定義

本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられたすべての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）」とします。

このうち、苦情の定義は、「お客さまからの不満足の実態の表明」とします。

2. 行動指針

(1) 基本姿勢

①全役職員は、お客さまから寄せられたすべてのお客さまの声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行います。

②全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識します。

③全役職員は、お客さまの声に関する情報を収集分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

(2) お客さまの声対応管理態勢

①グループ国内保険会社は、「MS&ADインシュアランス グループ 経営理念」および「MS&ADインシュアランス グループ お客さまの声対応基本方針」に則り、各社の業務実態を踏まえた、お客さまの声に関する対応方針を定めます。

②グループ国内保険会社は、お客さまの声の対応に関する取組および個別具体的な対応については、規程およびマニュアル等に規定します。

③その他のグループ会社は、必要に応じて、お客さまの声の対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。

以上

【参考③】

MS&ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針【概要】

1. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、直接出資会社との間で締結する経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守を求めるとともに、以下(1)から(4)の内容を含めた業務の適正を確保するための体制を整備します。

また、原則として、直接出資会社の子会社(会社法および保険業法上の子会社)については、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行います。

(1) 直接出資会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

直接出資会社の重要事項について、当社の承認又は当社への報告を求めます。

(2) 直接出資会社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制(下記 2.)

(3) 直接出資会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(下記 3.)

(4) 直接出資会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(下記 4.)

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入するとともに社外取締役を選任し、取締役の員数を15名以内とします。

- (2) 当社の取締役会は、取締役及び執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を制定し、遂行すべき職務および職務権限を明確にします。
- (3) 当社の取締役会は、グループ経営計画を策定し、当社およびグループ会社の全役職員にその浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定、適切な経営資源の分配を行います。
- (4) 当社の執行役員は、当社および直接出資会社の業務執行状況(業績概況を含む。)を取締役に報告する。当社の取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正又は経営資源の追加配分等の対応を行います。

3. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社およびグループ会社は、当社の取締役会が策定する「MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行います。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を徹底します。
- (2) 当社は、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のコンプライアンス推進状況を定期的に取締役会に報告します。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行い、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じます。なお、組織または個人による違法・不正・反倫理的行為について、全役職員が社内および社外の窓口で直接通報できるグループ内部通報制度を設けます。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（統合リスク管理体制）

- (1) 当社は、「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従い、当社およびグループ会社で基本的な考え方を共有するとともに、統合リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のリスクおよびリスク管理状況を定期的に取締役会に報告します。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、同委員会における協議結果(統合リスク管理(定量)確認結果を含む)に基づきリスクの回避・削減などの必要な措置を講じます。
- (2) 当社は、グループ会社の危機管理・事業継続態勢の整備・運営状況を確認するとともに、グループ全体の危機管理・事業継続態勢の実効性向上に努めます。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備します。情報開示委員会は、当社およびグループ会社における「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況並びに情報開示統制の有効性を検証します。また、監査役のうち最低1名は経理又は財務に関して十分な知識を有する者を選任します。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、グループすべての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、効率的かつ実効性のある内部監査を実行します。当社の内部監査部門は、当社およびグループ国内保険会社等が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、被監査部門における改善状況等を当社の取締役会に報告します。

7. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存および管理します。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
当社は、監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置きます。監査役室の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、人事考課についても監査役会が定める監査役と協議の上を行います。
- (2) 監査役への報告に関する体制
取締役および執行役員は、法令に定める事項のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を、監査役会との協議により定める方法により、遅滞なく監査役会に報告します。また、当社およびグループ会社の役職員は、経営上重大な違法・不正・反倫理的行為について、監査役に直接内部通報することができるものとします。当社およびグループ会社は、これらの報告を実施した役職員について、当該報告を実施したことを理由として不利な取扱いを行いません。
- (3) その他
監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席します。また、取締役会長、取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力します。当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の請求等を受けた場合、同条に従い手続きを行います。

【参考④】

MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針

MS&ADインシュアランス グループ(以下「MS&ADグループ」といいます。)は、コンプライアンスをグループ経営上の最重要課題のひとつと位置付け、MS&ADグループのすべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

1. 基本的な考え方

- (1) MS&ADグループは、経営理念の実現に向け、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「MS&ADグループの事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および持株会社・グループ会社が定める社内規定(以下これらを「法令等」といいます。)を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

2. コンプライアンス態勢の構築

- (1) 体制の整備
 - ① コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
 - ② コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門を設置するとともに、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与します。
 - ③ MS&ADグループの役員・社員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。
- (2) 推進活動の実施
 - ① コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、周知徹底します。
 - ② コンプライアンス・プログラムを具体的な実践計画として策定し、実施します。
 - ③ コンプライアンスを徹底するための研修や点検を行います。
 - ④ コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因を分析し再発を防止します。

3. コンプライアンスに係る役員・社員の行動基準

- (1) 誠実な行動
 - ① 法令等を遵守するとともに、法令等に違反する行為を発見したときは、勇気をもって指摘し、関係者と協力して是正します。
 - ② 自分のとるべき行動について迷ったときは、非倫理的でないか、家族や友人に胸を張って説明できるか、MS&ADグループの信頼・ブランドを損なわないか、自身に問いかけ判断します。
 - ③ あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実かつ公平・公正に接します。
- (2) 適正な事業活動を支える行動
 - ① 談合等の競争制限や取引上の地位を利用して不正な利益を得る等の不正な取引は行いません。
 - ② 知的財産権を保護するとともに、他者の知的財産権を侵害しません。
 - ③ 業務上知り得たお客さま情報は厳正に管理し、定められた目的以外には利用しません。
 - ④ 反社会的勢力には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。
 - ⑤ お客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反取引を適切に管理します。
 - ⑥ グループ内取引や業務提携等を行うにあたっては、取引の適切性を確保します。
 - ⑦ 適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。
 - ⑧ インサイダー取引(重要な未公開情報を利用した株券等の取引)は行いません。
 - ⑨ グループ会社の資産や重要情報、営業秘密等は適正に管理します。
 - ⑩ 業務上の立場を利用して、私的な利得行為は行いません。
- (3) 人権の尊重および職場環境の確保に関する行動
 - ① 人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、職業、地域、信条、障害の有無等による差別やハラスメント行為を行いません。
 - ② 安全で働きやすい職場環境を確保します。

【参考⑤】

MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社およびグループ国内保険会社(三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、および三井住友海上プライマリー生命保険株式会社の5社をいう。)は、MS&ADインシュアランス グループの重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

1. 情報開示の基本姿勢

MS&ADインシュアランス グループの情報開示につきましては、お客さま、株主、投資家などの皆さまが当社グループの実態を認識・判断できるように情報開示を行っていきます。

2. 情報開示の基準

適時開示につきましては、法令および金融商品取引所の定める「有価証券上場規程」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下あわせて「適時開示規則」という。)」等に従い、情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報であっても、お客さま、株主、投資家などの皆さまの契約判断・投資判断等に資する有用情報を開示していきます。

3. 情報開示の方法

MS&ADインシュアランス グループからの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネット・ホームページなどを通じ、お客さま、株主、投資家などの皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

【参考⑥】

MS&ADインシュアランス グループとしての政策株式の保有に関する方針について (コーポレートガバナンス・コード原則1-4「いわゆる政策保有の方針」に関する開示事項)

政策株式とは、運用収益の安定的な確保、資産価値の長期的な向上及び発行体等との総合的な取引関係の維持・強化を目的として、長期保有を前提に投資する株式をいいます。政策株式の保有に関する方針については次のとおりです。

- ①政策株式への投資にあたっては、発行体の財務状況、ガバナンス、株価、株式の流動性、取引状況等を総合的かつ慎重に判断します。
- ②政策株式にかかるポートフォリオの質を維持・向上するため、保有する銘柄の投資効率及び信用・市場リスク等を適切に管理します。

政策株式にかかる議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について (コーポレートガバナンス・コード原則1-4「政策保有株式にかかる議決権行使についての基準」に関する開示事項)

政策株式の議決権行使に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

①議決権行使の基本的な考え方

議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えており、定型的・短期的な基準のみで画一的に賛否を判断するのではなく、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

②議決権行使のプロセス

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等に着目し、以下のような項目について議案ごとに確認を行います。さらに必要に応じて個別に精査した上で、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。

- ・株主還元
- ・役員退職慰労金
- ・授權資本拡大
- ・買収防衛策
- ・事業再編 等

議決権行使にあたっては、上記のとおり、定型的・短期的な基準のみで画一的に賛否を判断するのではなく、中長期的な視点での投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促す観点からの建設的な対話を行い、認識の共有や問題の改善につなげていくことが重要であると考えております。

従って、単なる議決権行使結果の集計の開示は、こうしたスチュワードシップ活動を必ずしも正確に表すものではないと考えることから、議決権行使にかかる不賛同事例などを公表してまいります。

【参考⑦】

株主との建設的な対話に関する方針について (コーポレートガバナンス・コード原則5-1「株主との建設的な対話に関する方針」にかかる開示事項)

1. 基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、株主との建設的な対話に積極的に取り組み、経営に活かすことにより、さらなる価値創造に努めます。

また、その基盤となる信頼される情報開示のための社内体制の整備・拡充及び、対話内容の経営陣幹部・取締役会へのフィードバックをより効果的にするための仕組み作りに取り組みます。

2. 建設的な対話に関わる統括責任者

広報・IR部担当役員(注)とします。

3. 2015年度の取組み

(1)対話を補助する広報・IR部と、社内各部門との有機的な連携のための方策及び対話手段の拡充の取組み

- ・広報・IR部から関係部門へ定例フィードバック会の開催
- ・各事業部門トップによる投資家向け事業説明会の開催
- ・経営陣幹部と投資家との対話を目的とした投資家意見交換会の開催

(2)対話内容の経営陣幹部、取締役会へのフィードバックの方策

- ・年2回のグループ経営会議、取締役会へのIR活動報告及び株式市場の当社に対する見方のフィードバック、四半期毎の当社株価状況報告

(3)対話に際してのインサイダー情報管理に関する方策

- ・ホームページを最大限活用した即時・公平な情報開示
- ・インサイダー取引防止規程等の順守と、IRポリシーに定める決算発表日3週間前より設定している沈黙期間(クワイエット・ピリオド)における決算関連の対話自粛

(注)現在は藤井史朗 取締役専務執行役員(総合企画部、広報・IR部担当)となります。